

議案

令和6年度財政融資資金運用計画の一部変更について

議案第一号

令和7年度を償還期限とする財政融資資金の短期貸付けを行う必要が生じたため、令和6年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

1. 貸付先及び貸付予定額

- (1) 交付税及び譲与税配付金特別会計 40,608億円
- (2) 年金特別会計 14,348億円

2. 貸付条件

- (1) 貸付利率 国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率
- (2) 償還期限
 - ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計 1か月以内
 - ・ 年金特別会計 1か月以内
- (3) 違約金 貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。

議案第二号

令和6年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
地方公共団体	3 4 , 6 2 4	2 6 3	3 4 , 8 8 7

議案關係說明資料

(1) 議案第 1 号關係

交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

1. 経緯

(1) 借入金の発生(昭和39年～)

交付税特会は、地方公共団体に対して、国税の一定割合等を財源として地方交付税及び地方譲与税を配分。財源が不足する場合、借入金により補てん。

(2) 借入金の増加(平成4年～)

バブル崩壊以降、税収の落ち込み等を背景にした地方財源不足から、借入金が増加。

＜平成18年度末借入金現在高＞ 52兆2,821億円

うち国負担分 : 財融 18兆6,648億円

地方負担分 : 財融 11兆3,348億円

民間 22兆2,824億円

2. 償還実績

(単位：億円)

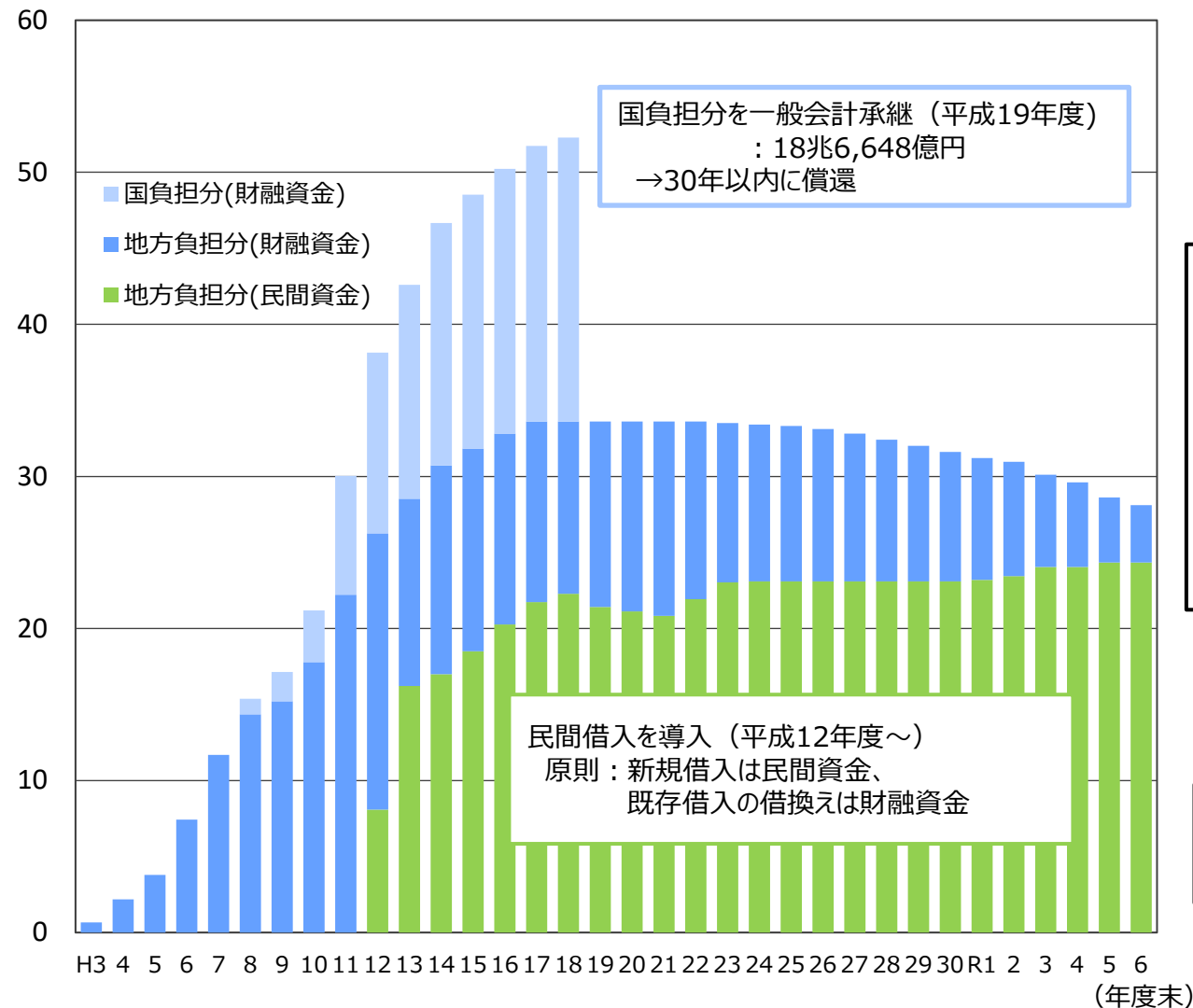
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年間 償還額	1,000	1,000	1,000	2,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,050	2,500	8,500

年度	R4	R5	R6
年間 償還額	5,000	10,000	5,000

交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

3. 推移

(兆円) 交付税及び譲与税配付金特別会計現在高の推移



交付税及び譲与税配付金特別会計

令和6年度末借入金現在高：28兆1,123億円

うち財政融資資金

令和6年度末現在高：3兆7,673億円

うち民間資金

令和6年度末現在高：24兆3,450億円

財政融資資金からの一時借入金の借換

令和6年度末現在高：2,935億円

令和6年度における

財政融資資金の年度越し短期貸付予定額

（借入金及び一時借入金の借換）：4兆608億円

特別会計に関する法律（抄）

（平成19年3月31日法律第23号）
（最終改正：令和6年12月23日法律第71号）

（一時借入金の借換え）

第26条 第15条第4項の規定にかかわらず、交付税特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、交付税特別会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 （略）

3 第1項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから1年以内に償還しなければならない。

附 則（平成19年3月31日法律第23号）抄

（交付税特別会計における借入金の特例）

第4条 交付税特別会計において、令和6年度から令和35年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第13条第1項の規定にかかわらず、令和6年度にあっては28兆1,122億9,540万8千円・・・（中略）・・・を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

1. 経緯

(1) 昭和48年度末累積債務の棚上げ分

昭和48年の健康保険法等の一部改正において、保険給付の改善等が行われた際に、昭和48年度末までに累積した債務については、厚生保険特別会計健康勘定に計上しつつ、保険料で償還せずに一般会計からの繰入れで償還するものとする棚上げ措置を講じた。

※ 診療報酬の引上げ等により保険給付が増加する中、国会情勢により保険料の引き上げが難航し、債務が増加。

＜昭和48年度末債務残高＞ 3,033億円 ※全額資金運用部資金借入金

(2) 昭和59年度末日雇労働者健康保険事業累積債務の棚上げ分

昭和59年の健康保険法等の一部改正において、日雇労働者健康保険が廃止され政府管掌健康保険に統合された際に、昭和59年度末までに累積した日雇労働者健康保険事業の債務については、昭和48年度末累積債務と同様に棚上げ措置を講じた。

※ 被保険者に低所得者が多いことなどに伴い財政が悪化していた。

＜昭和59年度末債務残高＞ 7,848億円 ※全額資金運用部資金借入金

2. 現状

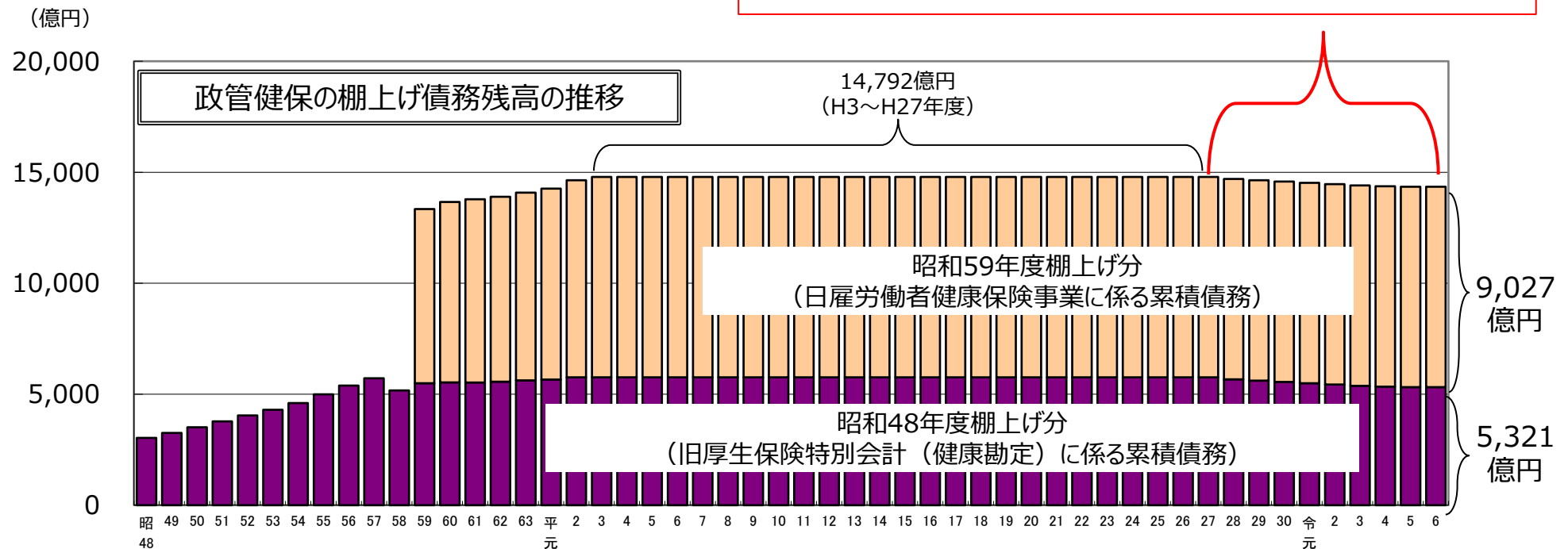
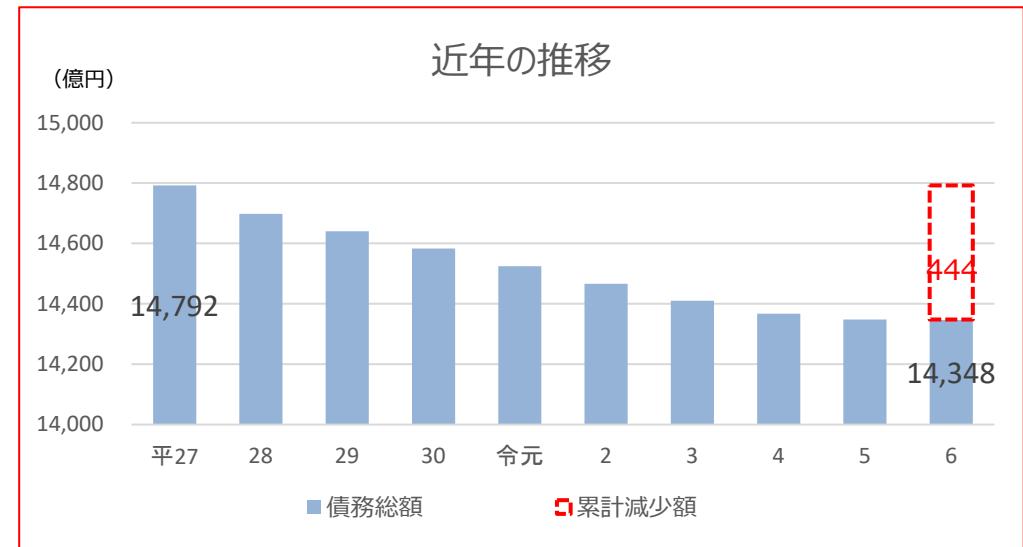
上記の累積債務については、全額一般会計からの繰入により償還することとされているが、一般会計の厳しい財政事情から未だ償還されていない状況であり、財政融資資金からの短期借入金により、これを賄っている。

＜令和6年度末債務残高＞ 14,348億円 ※全額財政融資資金借入金

年金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

3. 推移

- 平成4年度以降は、発生利子相当額の全額が一般会計から繰り入れられたため、残高は1兆4,792億円（平成3年度末）のままで推移。
- 平成28年度以降は、年金特別会計の借入金諸費の一部（利払費の不用額）を元本償還に充てており、債務残高は逡減傾向。



特別会計に関する法律（抄）

（平成19年3月31日法律第23号）
（最終改正：令和6年12月23日法律第71号）

附 則（平成19年3月31日法律第23号）抄

（健康勘定における借入金の特例）

第30条 当分の間、第13条の規定にかかわらず、健康勘定においては、旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の健康勘定…（中略）…の昭和48年度の末日における借入金、健康保険法等の一部を改正する法律…（中略）…に基づく厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和59年度の末日における借入金及び旧健康勘定において生ずる昭和59年改正法附則第18条の規定による廃止前の日雇労働者健康保険法…（中略）…に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに係る債務を弁済するために必要がある場合には、健康勘定の負担において、借入金を行うことができる。

（一般会計から健康勘定への繰入れの特例）

第31条 当分の間、第6条の規定にかかわらず、昭和48年度以前に旧健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する借入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。

議案關係説明資料

(2) 議案第2号關係

地方公共団体に係る財政融資資金運用計画の変更（追加）について

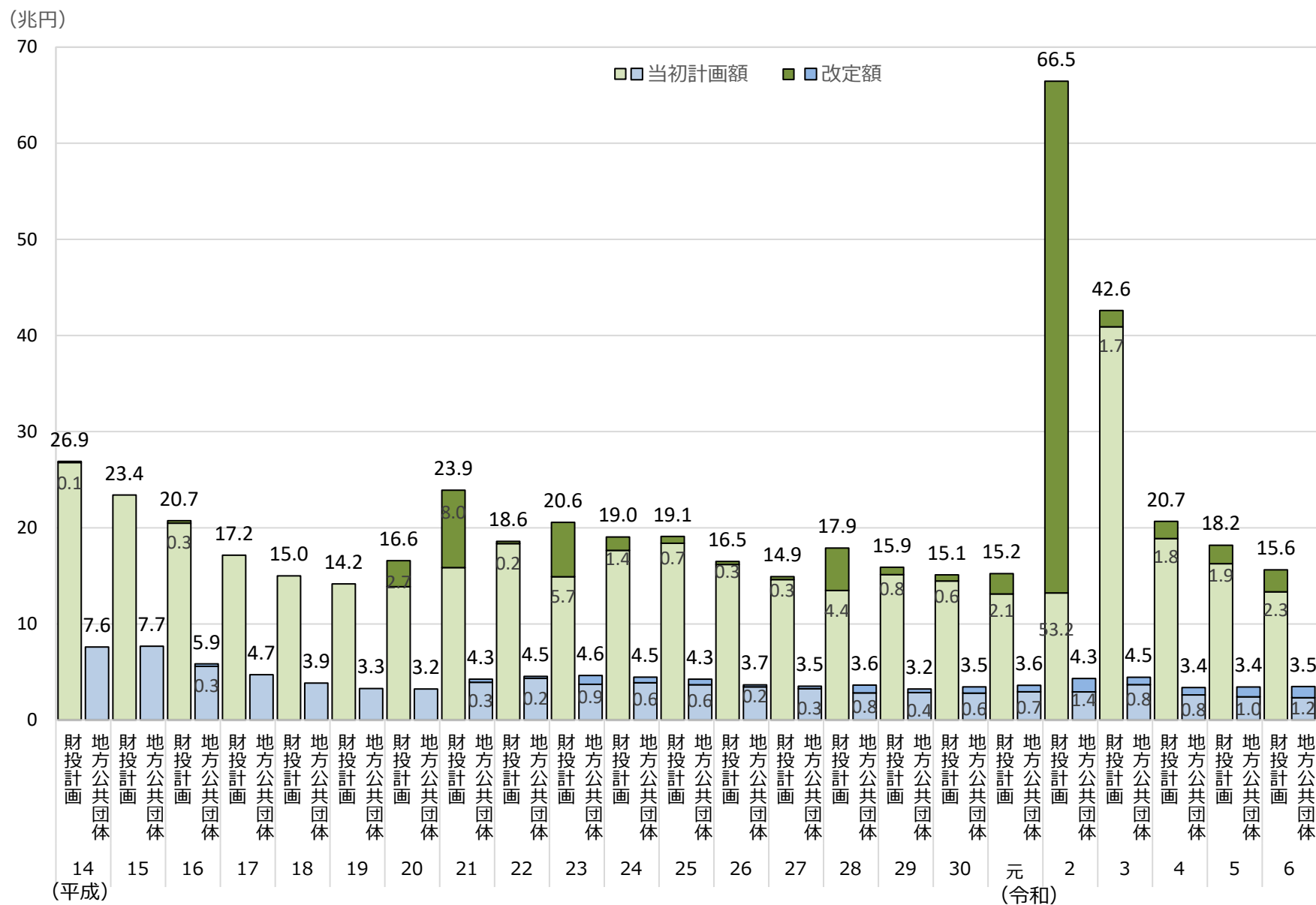
令和6年度一般会計予備費使用についての閣議決定（令和7年2月28日）に伴い、地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、令和6年度特別会計予算総則第22条第3項に基づき、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付けを263億円追加することとする。

【財政融資資金運用計画】

（単位：億円）

機関名	現計画	追加	追加後計画
地方公共団体	34,624	263	34,887
食料安定供給特別会計外 22機関	90,270	—	90,270
合計	124,894	263	125,157

財政投融资計画総額と地方公共団体向け財政融資の推移（改定後計画）



参照条文

令和6年度特別会計予算総則（抜粋）

（財政融資資金の長期運用予定額）

第22条 令和6年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区 分	長 期 運 用 予 定 額
24 地 方 公 共 団 体	2,325,800,000千円

2 略

3 予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項第4号から第24号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

【参考】令和6年度地方債計画（改正後・通常収支分と東日本大震災分の合計）

(単位：億円、%)				
項 目	令和6年度 計画額 (A)	令和5年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,794	15,889	△ 95	△ 0.6
2 公営住宅建設事業	1,083	1,097	△ 14	△ 1.3
3 災害復旧事業	4,009	1,127	2,882	255.7
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	4,108	705	17.2
(1) 学校教育施設等	2,119	1,682	437	26.0
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,254	981	273	27.8
(4) 一般補助施設等	538	541	△ 3	△ 0.6
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	26,846	27,388	△ 542	△ 2.0
(1) 一般	2,494	2,486	8	0.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	3,800	4,800	△ 1,000	△ 20.8
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	-	450	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,304	5,940	364	6.1
(1) 辺地対策	574	540	34	6.3
(2) 過疎対策	5,730	5,400	330	6.1
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調	100	100	0	0.0
計	59,994	56,694	3,300	5.8
二 公営企業債				
1 水道事業	7,259	6,038	1,221	20.2
2 工業用水道事業	465	297	168	56.6
3 交通事業	1,767	1,719	48	2.8
4 電気事業・ガス事業	241	333	△ 92	△ 27.6
5 港湾整備事業	577	619	△ 42	△ 6.8
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	4,598	383	8.3
7 市場事業・と畜場事業	514	287	227	79.1
8 地域開発事業	1,290	919	371	40.4
9 下水道事業	14,304	12,649	1,655	13.1
10 観光その他事業	100	95	5	5.3
計	31,498	27,554	3,944	14.3
合 計	91,492	84,248	7,244	8.6

(単位：億円、%)				
項 目	令和6年度 計画額 (A)	令和5年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 補正予算債	17,386	-	17,386	皆増
六 国の予算等貸付金債	(351)	(266)	(85)	(32.0)
総 計	114,222	94,994	19,228	20.2
内 普 通 会 計 分	83,748	68,172	15,576	22.8
訳 公 営 企 業 会 計 等 分	30,467	26,822	3,645	13.6
資 金 区 分				
公 的 資 金	52,631	40,657	11,974	29.5
財 政 融 資 資 金	34,887	24,238	10,649	43.9
地方公共団体金融機構資金	17,744	16,419	1,325	8.1
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(351)	(266)	(85)	(32.0)
民 間 等 資 金	61,591	54,337	7,254	13.4
市 場 公 募	33,100	34,100	△ 1,000	△ 2.9
銀 行 等 引 受	28,491	20,237	8,254	40.8
その他同意等の見込まれる項目 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島 地震減収対策企業債 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債 6 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般 補助施設整備等事業債 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営 企業債 8 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債				

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害復旧資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

産業投資を巡る足元の動向

財務省 理財局

2025年3月24日

目次

- (1) 分科会取りまとめ(令和6年7月29日)
- (2) 産業投資の運営改善・ガバナンス強化に向けた対応
- (3) 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

目次

(1) 分科会取りまとめ(令和6年7月29日)

(2) 産業投資の運営改善・ガバナンス強化に向けた対応

(3) 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

「財政投融资の在り方に関する議論の整理」(抜粋)

令和6年7月29日 財政制度等審議会・財政投融资分科会

3. 産業投資の在り方

(1) 産業投資の運営改善・ガバナンス強化

産業投資については、経済社会情勢の変化に伴いその役割が高まる一方で、収益面で課題を抱える出資先が存在することを踏まえ、適切な収益を上げながら期待される政策目的を実現していくため、平成26年報告書や令和元年報告書でとりまとめられた内容をベースとしつつ、一層の運営改善・ガバナンスの強化に取り組むべきである。

こうした考えの下、政策性と収益性の両立が求められるという産業投資の特殊性を考慮しつつ、収益管理等の在り方については民間主体による取組も参考としうるとの認識に立ち、その具体的な方策について①～⑥のとおり検討を行った。

なお、一連の取組を進めていく際には、各機関やその所管省庁の責任との関係に留意する必要がある。すなわち、各機関における投資決定やその後の案件管理は、それぞれの経営陣の責任の下で適切に行われ、機関内で強固なガバナンス体制を築く必要があることは言うまでも無い。また、各機関の所管省庁は、個別の業務執行については各機関の自主性を尊重しつつ、法律上の監督権限に基づき、各機関の運営状況を確認し、問題が認められる場合には必要な監督対応を行う責任を負う。その上で、財務省理財局は、各機関に対する出資者としての立場及び産業投資を総括する立場から、政策効果の達成状況、経営陣の能力・構成、経営方針・財務状況及びガバナンスの有効性といった点を中心にモニターし、各機関に対して必要に応じて改善を促すとともに、所管省庁に対して必要な監督対応を求めていくべきである。

- ① ポートフォリオの管理運営 (略)
- ② 各機関の投資活動に対するモニタリングの高度化 (略)
- ③ 大型案件に対する対応 (略)
- ④ 各機関への建設的関与 (略)
- ⑤ 収益懸念に対する実効的対応 (略)
- ⑥ 借入れに対する規律の強化 (略)

「財政投融资の在り方に関する議論の整理」(抜粋)

令和6年7月29日 財政制度等審議会・財政投融资分科会

3. 産業投資の在り方

(2) 財源面での仕組上の課題

産業投資を管理する財政投融资特別会計の投資勘定においては、現行制度上、毎年度の予算において歳入を勘定内に留保しておく仕組みや、歳入不足時に自前で機動的に資金調達を行う手段がない。このため、産業投資の規模が毎年度変動する配当金等の水準に厳格に制約され、また、財源の大半がN T T株とJ T株に由来するという不安定な構造にある。投資活動という性質上、財源の見通しが立てづらい、決まった財源以上に出せない、といった形では政策ニーズに的確に対応する上で問題であり、改善を図るべきである。

産業投資をより安定的かつ機動的に運営していくためには、一定の範囲で柔軟性を確保することが必要であり、3. (1) で述べた運営改善・ガバナンス強化に向けた取組を前提として、財源の平準化や必要に応じた資金調達のための仕組みについて、制度改正も念頭におきつつ検討することが適当である。

例えば、投資勘定に設けられている投資財源資金については、現行制度上、一般会計からの繰入れしか認められておらず、昭和38年度を最後に活用されていない状態にあるが、投資勘定内で歳入歳出差額が生じた場合にこれを翌年度以降の投資財源として留保できれば、年度毎の収入の平準化や資金ニーズに対する機動的な対応が可能となるため、必要な措置について具体的に検討することが適当である。

なお、借入れによる資金調達は、必要に応じた資金調達のための選択肢の一つであると考えられる。ただし、産業投資がリスクの高い事業を対象とするエクイティファイナンスであるとの性格に鑑み、仮に借入れの活用を検討する場合には、野放図な規模拡大により投資勘定の財務の健全性が損なわれたり、収益性に問題のある事業に安易に資金が充当されたりすることのないよう、限定的に運用されることが不可欠である。この観点から、今後も配当金等が基本的な投資原資であることを確実に担保するため、許容しうるリスクの客観的把握に基づいて借入金の上限を設定する等の措置を講じるべきである。

上記の条件を満たした上で、財源の平準化や必要に応じた資金調達が実現できれば、産業投資を通じて政策的に必要な分野に必要な規模の支援を行うことが可能となる。運営改善・ガバナンス強化に向けた取組と相まって、こうした新しい産業投資の仕組みの下で、政策目的の実現と、それによる経済的利益が配当等の形で国庫に還元されるという好循環を目指していくべきである。

目次

(1) 分科会取りまとめ(令和6年7月29日)

(2) 産業投資の運営改善・ガバナンス強化に向けた対応

(3) 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

産業投資の運営改善・ガバナンス強化に向けた対応

別 添

産業投資機関 関係府省庁等実務者連絡会議の開催について

令和6年12月17日
関係府省庁申合せ

1. 産業構造の変化、地政学リスクの高まりに対するサプライチェーンの強靱化、脱炭素成長型経済構造への移行など、国による産業支援の必要性が高まっている状況の中、財政制度等審議会財政投融资分科会にてとりまとめられた「財政投融资の在り方に関する議論の整理(令和6年7月29日)」を踏まえ、産業投資の運営改善・ガバナンス強化のための取組の推進に向けて関係府省庁間の緊密な連携を確保し、必要な検討や取組の円滑な実施を図るため、産業投資機関 関係府省庁等実務者連絡会議(以下「会議」という。)を開催する。
2. 会議の構成は別添のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加することができる。
3. 議長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
4. 会議の事務は、関係行政機関の協力を得て、財務省理財局財政投融资総括課において処理する。
5. 会議は原則非公開とし、議事要旨を公表する。
6. 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

第1回「産業投資機関 関係府省庁等実務者連絡会議」の主な内容

日 時：令和6年12月17日（火）16：00～17：00

場 所：中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

⇒ 令和6年7月の財政制度等審議会財政投融资分科会における「財政投融资の在り方に関する議論の整理（令和6年7月29日）」の取りまとめの内容を踏まえ、産業投資のガバナンス強化に係る取組について、事務局より説明。

産業投資機関 関係府省庁等実務者連絡会議 構成員

議 長

財務省理財局財政投融资総括課長

構 成 員

内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）
内閣府民間資金等活用事業推進室参事官
総務省国際戦略局国際戦略課長
財務省大臣官房政策金融課長
財務省国際局開発政策課長
財務省理財局財政投融资総括課財政投融资企画官
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長
農林水産省経営局金融調整課長
経済産業省経済産業政策局産業資金課長
経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課長
中小企業庁事業環境部金融課長
資源エネルギー庁資源・燃料部政策課長
国土交通省大臣官房参事官（地域戦略担当）
国土交通省鉄道局国際課長
国土交通省物流・自動車局物流政策課長
環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官

オブザーバー

沖縄振興開発金融公庫
株式会社民間資金等活用事業推進機構
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
株式会社日本政策投資銀行
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
株式会社農林漁業成長産業化支援機構
株式会社産業革新投資機構
株式会社海外需要開拓支援機構
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
株式会社脱炭素化支援機構

目次

(1) 分科会取りまとめ(令和6年7月29日)

(2) 産業投資の運営改善・ガバナンス強化に向けた対応

(3) 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について

(財政投融资特別会計投資勘定の資金繰りの柔軟性を確保し、安定的・機動的な投資を可能に)

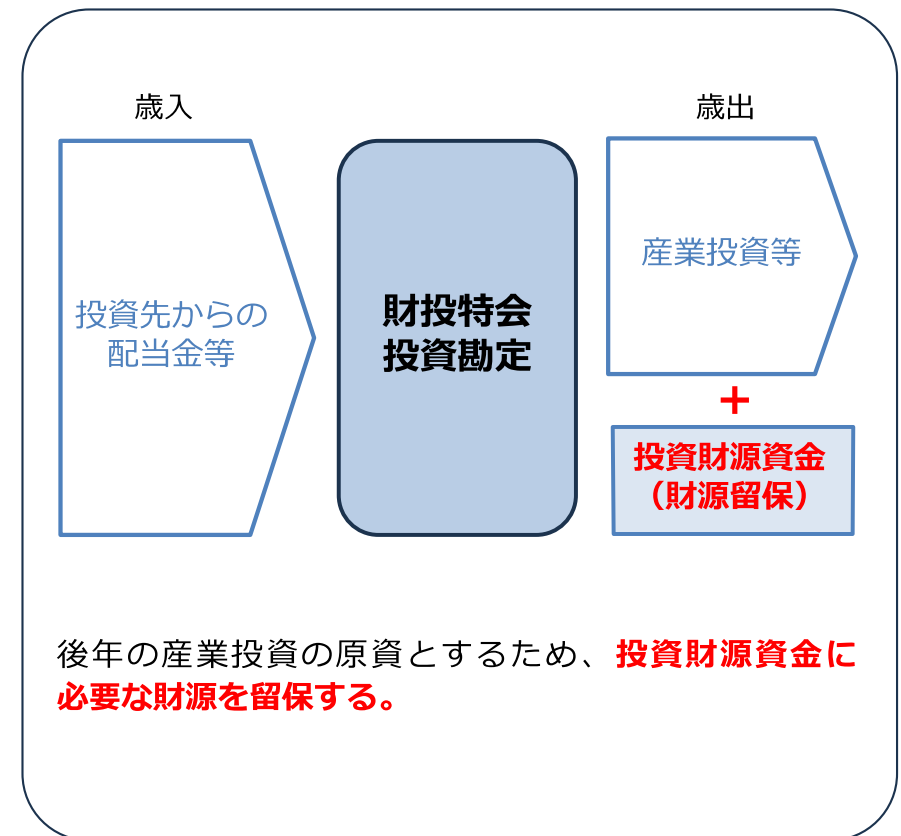
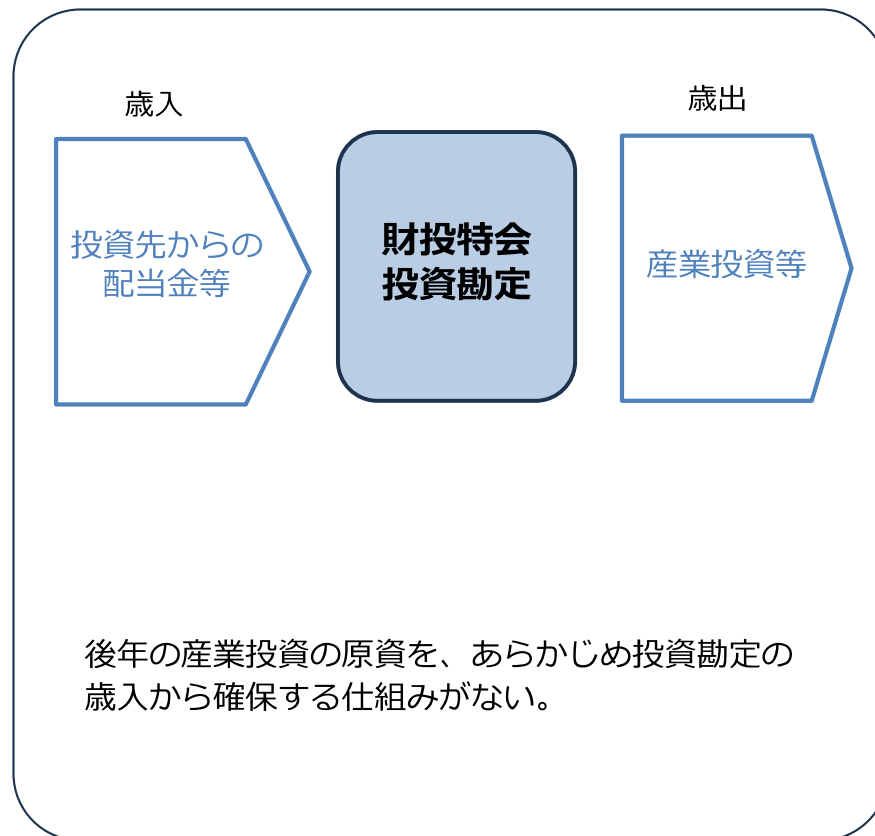
課題	○ 産業投資を経理する財政投融资特別会計投資勘定（以下、投資勘定）は、NTT株やJT株からの配当金等を主な財源として、 ▪ 渡し切りの補助金・交付金とは異なる形で、 ▪ 民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、官が先鞭をつける形で、リスクマネーの供給を行うもの。 ○ 他方、財源が年により変動するため、供給を抑制的に行わざるを得ない。
法改正	○ 歳入に余裕のある時には、投資勘定の資金（投資財源資金）への繰入れ（＝備える）、歳入に余裕のない時には、投資勘定による借入れ（＝借りる）、が可能となるよう、改正し、投資勘定の資金繰りの柔軟性を確保し、安定的・機動的な投資を可能にするもの。 ○ （従前は、抑制的に行わざるを得なかったが）今後は、収益性を見込める成長分野に対し、より積極的に、リスクマネーの供給を行っていくことが可能となる。
期待される効果の例	① 成長型経済への移行 ⇒ イノベーションの促進（AI・ロボット等）による生産性の向上等を図るため、リスクマネーを積極的に供給。 ② 地方創生 ⇒ 地方創生の取組（地方大学発ベンチャー、再生可能エネルギー等）へのリスクマネーの供給の規模を拡大。 ③ 経済安全保障 ⇒ レアメタル等の海外権益の獲得競争で優位に立てるよう、リスクマネーの供給量を拡充。

投資勘定における財源留保

投資勘定に設置されている「投資財源資金」を活用し、産業投資の財源不足を補足するための原資を投資勘定の歳入・歳出の状況が許す時期に留保。

現行法下の運用

法改正後の運用

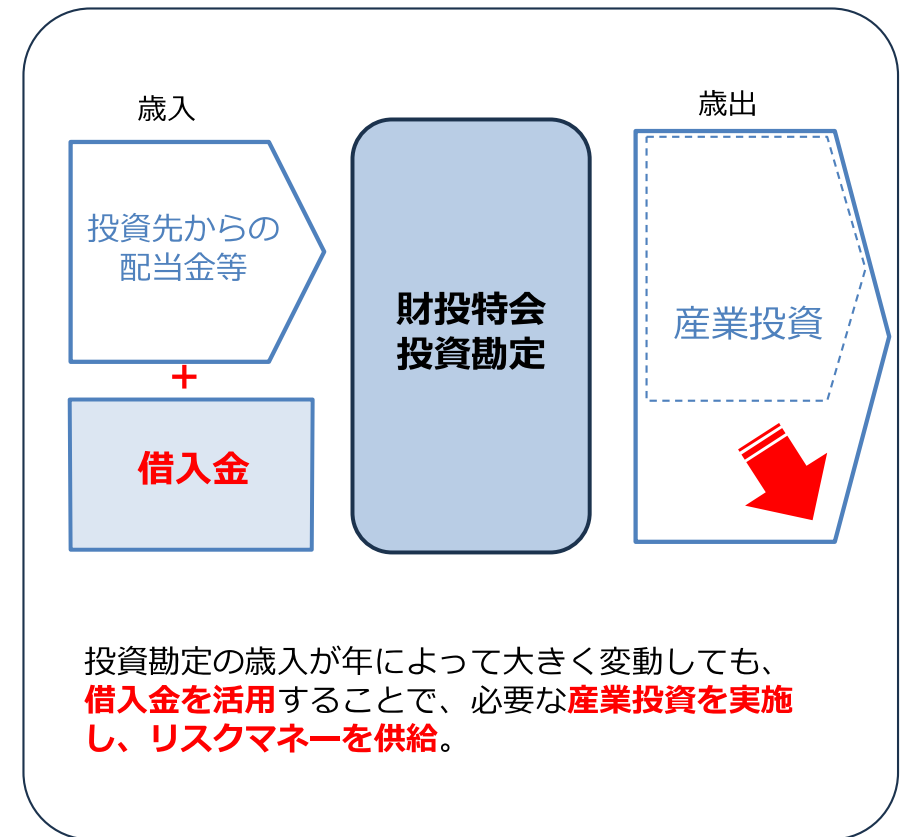
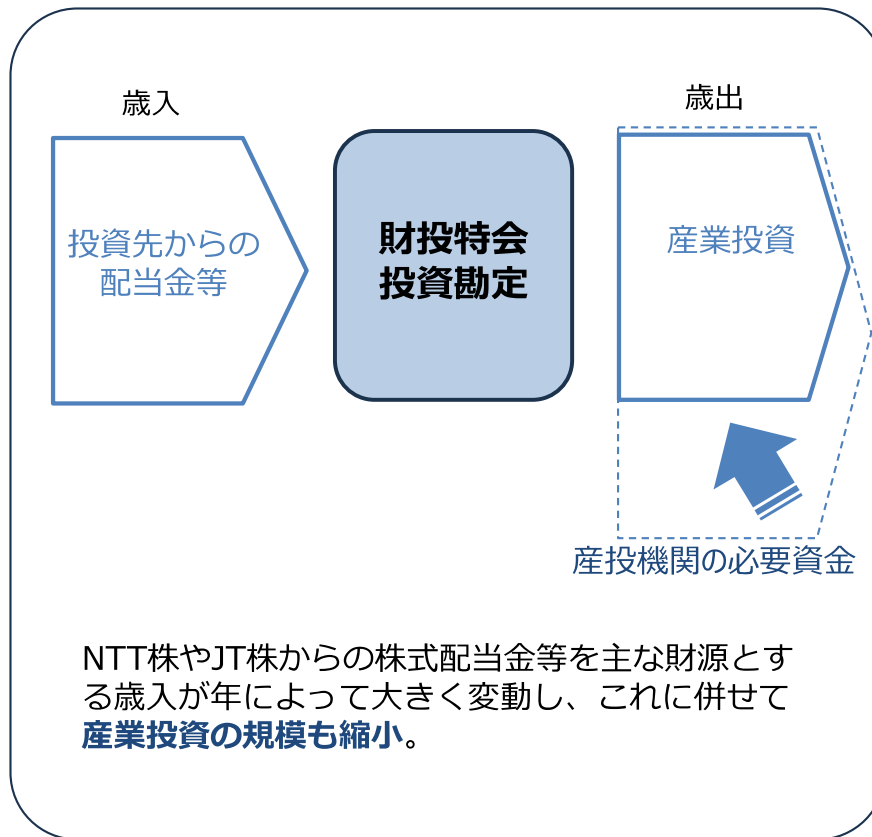


投資勘定における借入

経済情勢に即応した適時適切な産業投資を行うための資金調達手段として、借入金を可能とする。

現行法下の運用

法改正後の運用



期待される効果（具体的な例）

①成長型経済への移行（例）

●AI

ICU（集中治療室）後の患者の予後をAIでモニタリングし、容体急変の早期発見を行うシステムを開発するスタートアップへの支援
（日本政策投資銀行）



●ロボット

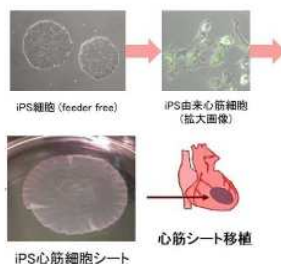
データ蓄積を可能とするクラウド通信を用いながら、顧客対応を行えるロボットを開発するスタートアップへの支援
（日本政策投資銀行）



②地方創生（例）

●地方の大学発スタートアップ

IPS細胞由来の再生医療製品（心筋シート）の実用化に取り組む大学発スタートアップへの支援
（産業革新投資機構）



●地方の脱炭素電源開発

熊本県阿蘇郡における地域住民が出資する事業主体が行う、地熱発電事業への支援
（脱炭素化支援機構）



③経済安全保障（例）

●金属鉱物開発事業

自動車産業に必要なレアメタルの確保に向け、南アフリカにおける白金族金属（パラジウム等）の探鉱開発事業への支援
（エネルギー・金属鉱物資源機構）



（提供元）Ivanhoe Mines

●天然ガス開発事業

LNGの安定的な確保に向け、オーストラリアにおけるガス田の開発事業への支援
（エネルギー・金属鉱物資源機構）

天然ガス開発事業（イメージ）



（提供元）Chevron Australia